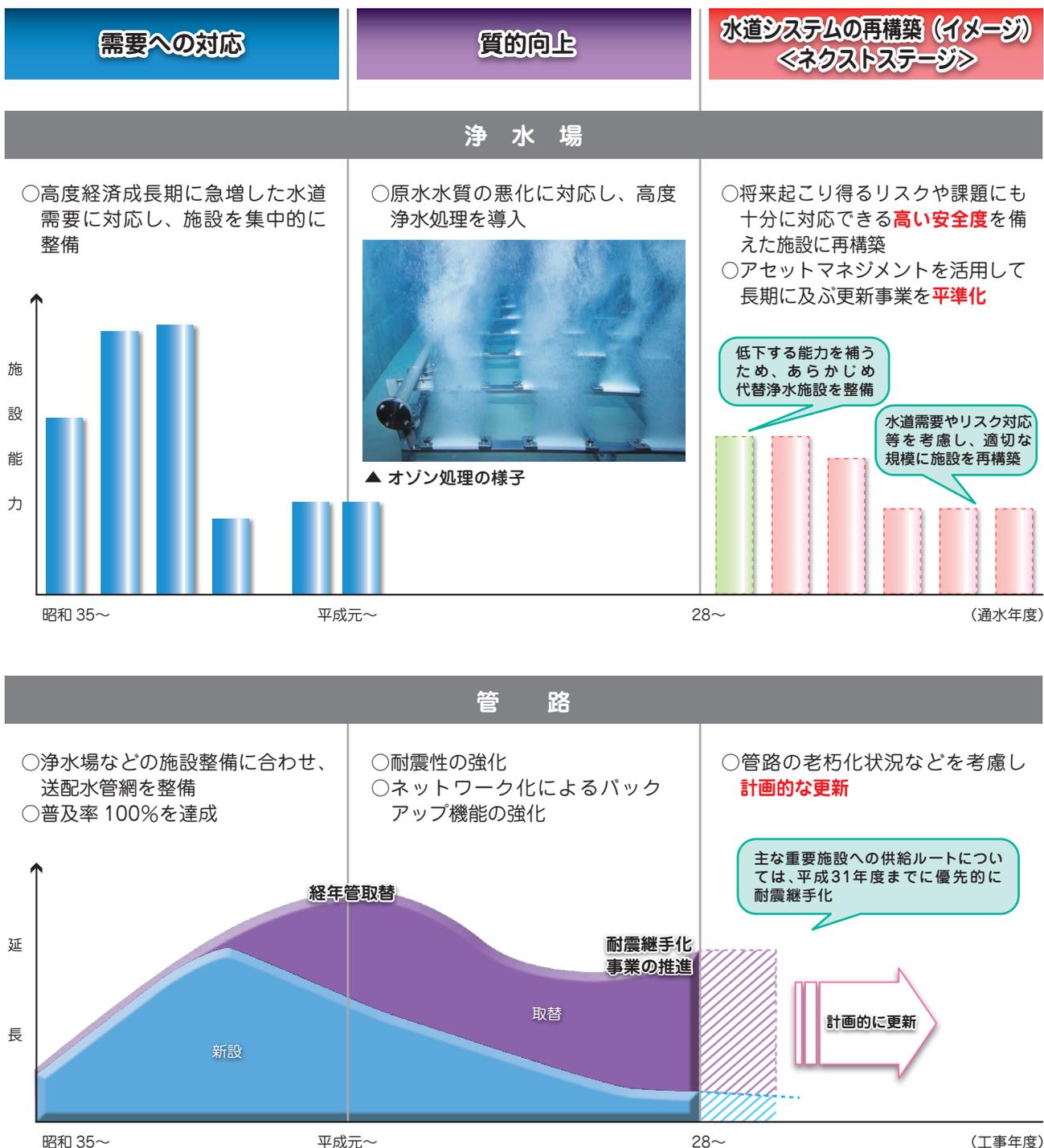


3 財政基盤（計画的・効率的な財政運営）

(1) 財政運営の考え方

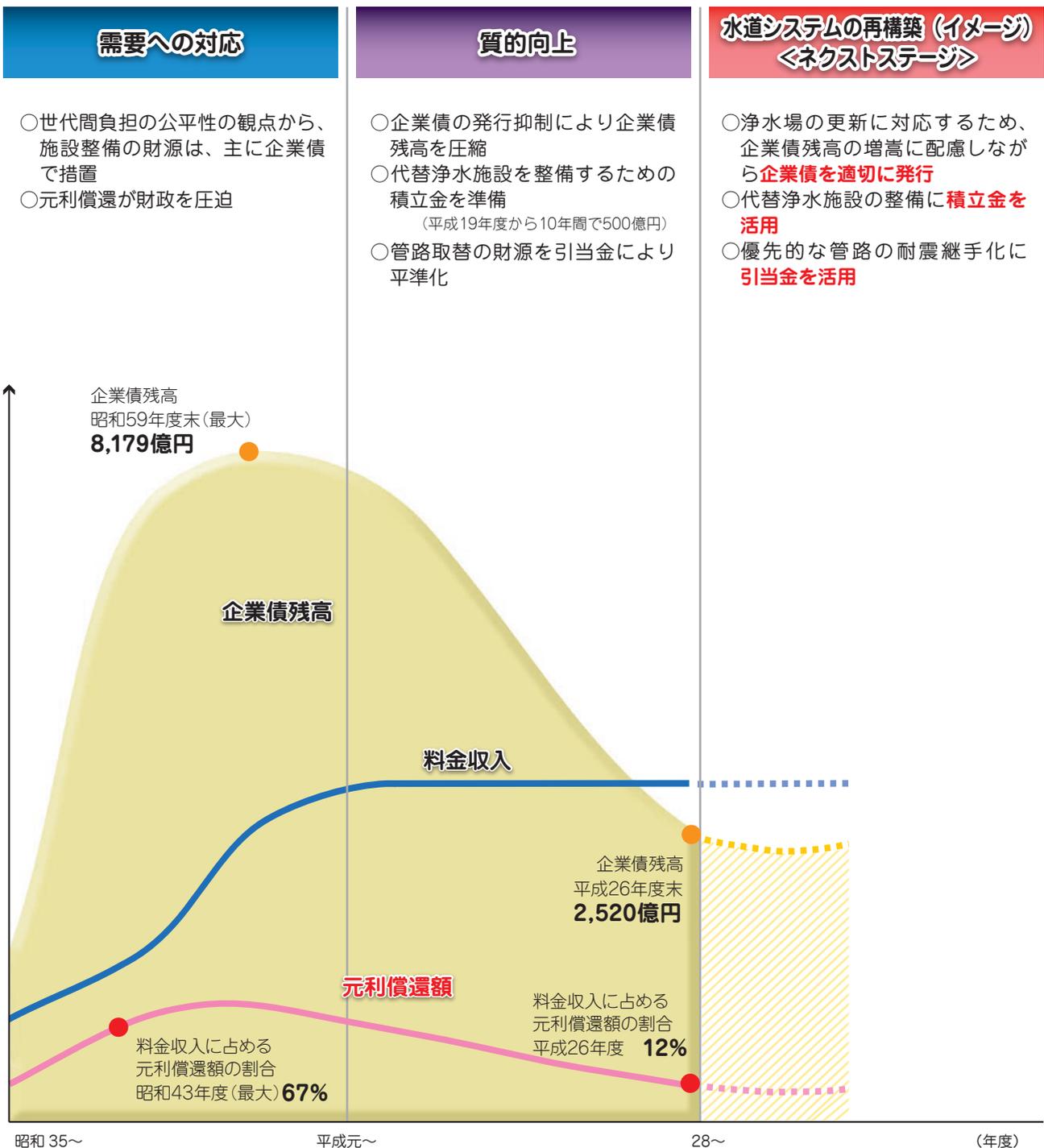
水道局では、高度経済成長期における需要への対応、高度浄水処理導入による質的向上を経て、世界一の水道システムを築き上げてきました。これからは、施設を適切に更新しながら高い安全度を備えた水道施設へ再構築し、次世代に繋げていきます。

① 施設整備



これまで、中長期的な視点に立ち、不断の経営努力を行いながら、自己財源の充実を図り、健全な財政基盤を確立してきました。これからも世代間負担のバランスに配慮しながら、健全かつ安定的な財政運営を進めることで、持続可能な経営を行っていきます。

②財源措置



注 料金収入に占める元利償還額の割合は、借換分を除いたもので算定

(2) 施設整備主要事業計画

(単位：百万円)

事業名	事業費	年度別計画額					
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
水源及び浄水施設整備事業	164,000	31,000	32,000	32,000	32,000	37,000	
送配水施設整備事業	536,000	109,000	108,000	108,000	108,000	103,000	
給水設備整備事業	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
計	750,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	
財源	企業債	110,237	14,260	18,465	25,613	25,395	26,504
	国庫補助金	2,599	1,162	455	455	455	72
	一般会計出資金	2,599	1,162	455	455	455	72
	その他	634,565	133,416	130,625	123,477	123,695	123,352

(3) 財政収支計画

(単位：百万円)

年度	収入						支出					収支 過不足額	累積収支 過不足額 (27年度末 見込 241)
	料金	起債	国庫 補助金	一般会計 繰入金	その他	計	営業 費用	支払 利息	元金 償還金	建設 改良費	計		
28	318,985	14,260	1,162	4,891	45,858	385,156	251,366	6,097	20,325	106,699 (1,806)	384,487	669	910
29	319,409	18,465	455	4,355	44,930	387,614	250,886	5,790	20,504	110,817 (△3,562)	387,997	△383	527
30	319,826	25,613	455	4,569	45,420	395,883	249,555	5,696	17,445	123,407 (△4,514)	396,103	△220	307
31	321,063	25,395	455	4,748	46,075	397,736	251,824	5,793	16,919	123,407 (△4,667)	397,943	△207	100
32	320,772	26,504	72	4,571	46,863	398,782	252,716	5,928	17,899	122,339 (△5,976)	398,882	△100	0
計	1,600,055	110,237	2,599	23,134	229,146	1,965,171	1,256,347	29,304	93,092	586,669 (△16,913)	1,965,412	△241	

注1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたもの

注2 建設改良費は、大規模浄水場更新積立金の積立額を含み、同積立金及び奥多摩水道施設整備積立金の取崩額を除いた額（カッコ内は内書き）

注3 消費税率（地方消費税を含む）は8%

(4) 達成目標

① 不断の経営努力

平成28年度から平成32年度までの5年間で、150億円の経費縮減と収入確保に努め、現行の料金水準（税抜）を維持します。

■ 事務事業の効率化

グループ経営の推進など、事業運営体制の見直しにより事務事業を効率化します。

■ 既定経費の節減

建設・維持管理コストの縮減など、既定経費の節減を積極的に実施します。

■ 資産の有効活用等

定期借地権制度の活用等により資産の有効活用を進めるとともに、未利用地を売却していきます。

(単位：百万円)

事 項	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計
事務事業の効率化による経費削減	63	237	252	327	522	1,401
既定経費の節減	1,569	1,850	2,201	2,328	2,379	10,327
資産の有効活用等による収入確保	1,312	339	467	512	642	3,272
計	2,944	2,426	2,920	3,167	3,543	15,000

② 健全な財政運営

料金収入や企業債等、財源のバランスを考慮した健全な財政運営を行っていきます。

■ 料金収入に対する元利償還割合

■ 料金収入に対する企業債残高割合

事業経営に与える影響を抑えるため、企業債残高を一定の水準に保ち、将来にわたり財政の安定性を維持します。

■ 経常収支比率

経常収支の比率を100%以上に維持します。

指 標	算定方法	26年度 (実績)	28年度～32年度
料金収入に対する 元利償還割合 (%)	$\frac{\text{支払利息} + \text{元金償還金}}{\text{料金収入}}$	12.4	26年度を下回る水準
料金収入に対する 企業債残高割合 (%)	$\frac{\text{年度末企業債未償還残高}}{\text{料金収入}}$	82.3	26年度を下回る水準
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}}$	114.2	100%以上

注1 料金収入に対する元利償還割合は、借換分を除いたもので算定

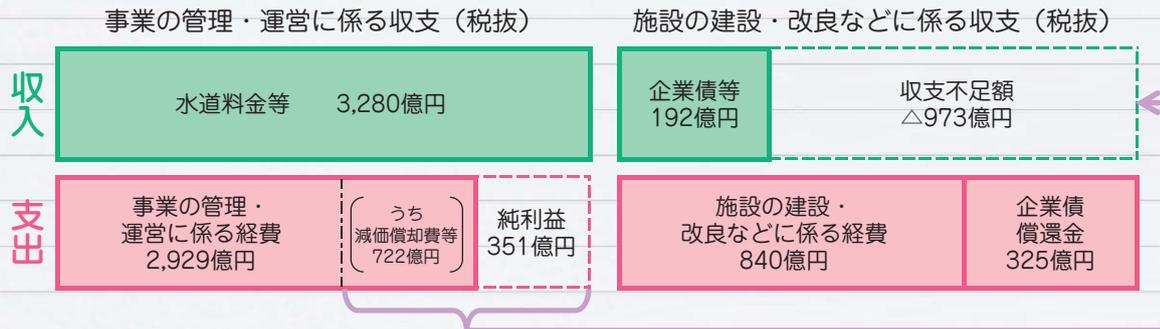
2 26年度実績は税込で算定

コラム 水道の財政と料金

水道事業の財政はどのように運営されているの？

東京都の水道事業は地方公営企業法に基づき、企業会計方式を採用して運営しています。また、事業に必要な経費は水道料金収入を充てて運営する独立採算制*の経営を行っています。このため事業の管理・運営に係る経費のほか、施設の建設・改良などに係る経費などを料金原価に算入しています。

<財政収支の概況（平成26年度決算）>



事業の管理・運営に係る収支の差額（純利益）などは、施設の建設・改良などに係る収支の不足額に充当しています。

水道料金の仕組みは？

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

基本料金

基本料金は、使用水量が多いか少ないかにかかわらず、お客さまが使用している給水管の太さ（水道メータの口径）により決まる定額料金です。

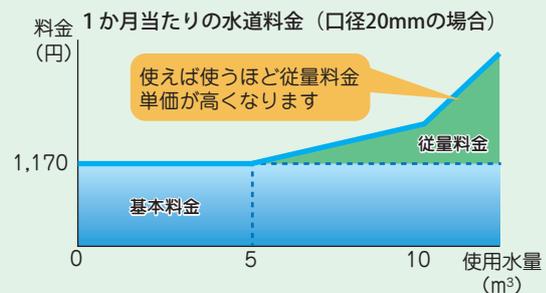
口径が大きくなるほど一度により多くの水を使用することができます。これに対応するためには、浄水場の施設能力や給水所の配水池の拡充、配水管を太くするなど、施設整備にかかる費用がより多くかかることから、口径が大きくなるほど基本料金は高くなる仕組みになっています。

従量料金

従量料金は、限りある貴重な資源である水の節約を心掛けていただくために、使用する水の量が多くなるほど1立方メートルあたりの単価が高くなる仕組みになっています。

一方、水は日常生活に欠かせないものでもあることから、最低限必要な水の使用については、料金が安くなるように配慮しています。

また、一般家庭のほとんどが使用している口径13ミリから25ミリは、使用水量5立方メートルまでは従量料金が発生しません。



* 独立採算制
地方公営企業法第17条の2では、地方公営企業の特別会計においては、その経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされている

<水道料金表（1か月分）>

（平成17年1月1日から適用）

口径	基本料金	従量料金（水量区画） （1㎡につき）									
		1～5m³	6～10m³	11～20m³	21～30m³	31～50m³	51～100m³	101～200m³	201～1,000m³	1,001m³以上	
一般用	13mm	860円									
	20mm	1,170円	0円	22円	128円	163円	202円	213円	298円	372円	404円
	25mm	1,460円									
	30mm	3,435円	213円						298円	372円	404円
	40mm	6,865円									
	50mm	20,720円	372円								
	75mm	45,623円									
	100mm	94,568円									
	150mm	159,094円									
	200mm	349,434円	404円								
	250mm	480,135円									
	300mm以上	816,145円									
公衆浴場用	一般用に同じ （40mm以上は 6,865円）	0円	22円	109円							

注 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108（消費税）を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数は切捨て

水道料金の計算方法（例）

口径20ミリで1か月24立方メートル使用した場合

計算式（基本料金＋従量料金）×1.08（消費税）

（基本料金1,170円＋従量料金2,042円）

一口座割引50円）×1.08

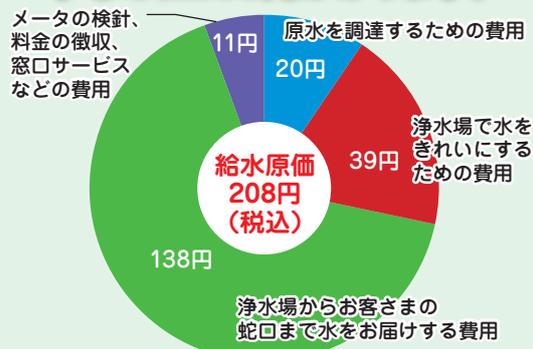
内訳	1～5m³	@0円	× 5m³	= 0円
	6～10m³	@22円	× 5m³	= 110円
	11～20m³	@128円	× 10m³	= 1,280円
	21～24m³	@163円	× 4m³	= 652円
			計	2,042円

=3,414円

1立方メートルあたり142円

給水原価の内訳（平成26年度決算）

水道水を1立方メートルお届けするのに208円かかります。



<水道料金の変遷>

改定時期	水道料金改定率	改定内容
昭和41年2月分～	35.40%	用途別料金体系 ^{※1} から口径別料金体系 ^{※2} へ 水量区画は3区画
昭和43年12月分～	36.60%	水量区画を3区画から5区画へ
昭和50年9月分～	159.57%	水量区画を5区画から7区画へ
昭和53年12月1日	37.14%	
昭和56年11月1日	46.83%	
昭和59年5月1日	10.50%	
平成元年6月分～	△4.00%	料金を4%下げた上で消費税3%を転嫁
平成6年6月1日	16.10%	
平成9年6月分～	—	消費税を3%転嫁から5%転嫁へ
平成17年1月分～	△2.20% （口座割引適用後）	基本水量 ^{※3} を10m³から5m³へ 水量区画を7区画から9区画へ 口座割引制度導入（50円×消費税）
平成26年6月分～	—	消費税を5%転嫁から8%転嫁へ

※1 用途別料金体系 水道の使用用途を基準として水道料金に格差を設定する料金体系

※2 口径別料金体系 基本料金と従量料金について各需要者の給水管や水道メータの大小や需要水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系

※3 基本水量 基本料金に付与される一定の水量